

鴻巣市生ごみ処理機お試しレンタル事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、SDGs推進のために、市内の一般家庭に電力等を利用した家庭用生ごみ処理機（以下「処理機」という。）の貸出しを行い、市民が実際に処理機を使用し、その効果を体験することにより、処理機の普及を促進し、もって市民によるごみ排出量の削減及びごみ減量意識の高揚を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 処理機の貸出しの対象となる者は、市内に住所を有する個人とする。

2 処理機の貸出先は、貸出しの対象となる者が所属する世帯とし、事業所等は除くものとする。

(申請)

第3条 処理機の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鴻巣市生ごみ処理機貸出申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

2 申請者は、前項の規定による申請に当たり、運転免許証、マイナンバーカード、パスポートその他官公署が発行し、本人であることが確認できる書類を提示し、又はその写しを市長に提出しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、申請者は、鴻巣市電子申請・届出サービスにより申請をすることができる。この場合において、前項の規定による本人確認は、本人であることが確認できる書類の電子データ（その原本をスキャナ等により読み取り電子化したもの）を添付することにより行うことができる。

(貸出し)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、処理機の貸出しを決定するものとする。

2 処理機の貸出しは、申請者又は申請者と同一世帯の者に対して行うことができる。この場合において、市長は、前条第2項に準じて貸出しを

受けた者の本人確認を行うものとする。

(費用負担)

第5条 処理機の貸出しは、無償とする。

2 処理機の使用及び運搬に要する経費は、処理機の貸出しの決定を受けた申請者（以下「使用者」という。）が負担するものとする。

(貸出期間)

第6条 処理機の貸出期間は、貸出日から起算して30日以内（当該期間の末日が鴻巣市の休日定める条例（平成2年鴻巣市条例第17号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日等でない日を当該期間の末日とする。）とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定に関わらず、使用者は、第2条の要件を満たさなくなったときは、速やかに処理機を返却しなければならない。

(貸出数量及び回数)

第7条 処理機の貸出しは、1世帯につき1基1回限りとする。

(貸出し及び返却)

第8条 処理機の貸出しは、市長が指定する場所において、使用者に対し直接引き渡す方法により行うものとする。

2 処理機の返却は、市長が指定する場所において、使用者が直接持参する方法により行うものとする。

3 使用者は処理機を返却するときは、次に貸出しを受ける者の使用の妨げにならないように、処理機を清掃して返却しなければならない。

(遵守事項)

第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 処理機を屋内に設置し、適正に使用し、及び管理すること。
- (2) 処理機を生ごみの処理以外の目的に使用しないこと。
- (3) 処理機を改造し、分解し、又は改変しないこと。
- (4) 処理機に異常等が生じた場合は、速やかに市に報告し、その指示に従うこと。

- (5) 処理機により、使用者の生命、身体又は財産に損害が発生した場合は、速やかに市に報告すること。
- (6) 処理機を他に譲渡、質入れ、転貸等をしないこと。
- (7) 処理機を営利目的に利用しないこと。
- (8) 処理機の処理能力を超えて使用しないこと。
- (9) 処理機に貼付のラベルを剥がし、又は改変しないこと。
- (10) 市が実施する処理機に係るアンケート調査等に協力すること。

(貸出しの取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸出しの決定を取り消し、貸し出した処理機を返却させることができる。

- (1) 使用者が前条各号に掲げる遵守事項に違反したとき。
- (2) 管理上特に必要があると認めるとき。

(使用報告)

第11条 使用者は、処理機を返却するときは、鴻巣市生ごみ処理機使用報告書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、故意又は重大な過失により貸出しを受けた処理機に破損、故障その他不具合を生じさせたときは、使用者の負担において修理し、又はその相当額をもって賠償しなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年9月13日から施行する。

（表）

鴻巣市生ごみ処理機貸出申請書

年 月 日

（宛先）鴻巣市長

住 所
（申請者）氏 名
電話番号

※自署でない場合は、記名と押印が必要です。

鴻巣市生ごみ処理機お試しレンタル事業実施要綱第3条第1項の規定により、生ごみ処理機の貸出しを受けたいので、次のとおり申請します。また、申請に当たっては、裏面の機材貸出に関する同意事項について同意します。

1 貸出期間 年 月 日 ～ 年 月 日 （30日以内）

※貸出期間は、ご希望に沿えない場合もあります。

2 遵守事項

貸出しを受けるに当たり、次のことを遵守します。

- (1) 処理機を屋内に設置し、適正に使用し、及び管理します。
- (2) 処理機を生ごみの処理以外の目的に使用しません。
- (3) 処理機を改造し、分解し、又は改変しません。
- (4) 処理機に異常等が生じた場合は、速やかに市に報告し、その指示に従います。
- (5) 処理機により、使用者の生命、身体又は財産に損害が発生した場合は、速やかに市に報告します。
- (6) 処理機を他に譲渡、質入れ、転貸等をしません。
- (7) 処理機を営利目的に利用しません。
- (8) 処理機の処理能力を超えて使用しません。
- (9) 処理機に貼り付けてあるラベルを剥がし、又はラベルを改変しません。
- (10) 市が実施するアンケート調査等に協力します。
- (11) 前各号に掲げるもののほか鴻巣市生ごみ処理機お試しレンタル事業実施要綱の規定を遵守します。

(裏)

機材貸出に関する同意事項

鴻巣市からの貸出機材を利用するに当たり、故意又は重大な過失により貸出しを受けた処理機に破損、故障その他不具合を生じさせた場合又は第三者に損害を与えた場合は（貸出機材が盗難により返還不能となり、警察に盗難届を提出して受理された場合を除く。）、責任を持って対応するとともに、その損害を賠償することに同意します。

【鴻巣市記入欄】 ※記入しないでください。

申請者本人確認 運転免許証 マイナンバーカード パスポート
 その他（ ）

受領者本人確認 運転免許証 マイナンバーカード パスポート
 その他（ ）

